

意見書(案)

学校における働き方改革の推進に向けた教員業務支援員の拡充と
必要な財政措置を求める意見書

学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化する中で、政府は学校における働き方改革の推進に向け、教員が担う業務の役割分担と適正化を図るため、教員業務支援員の配置を進めてきた。

特に、昨年6月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた学校の感染防止対策に係る業務負担の増加に対応するため、当初予算で措置されていた教員業務支援員4,600人分に加え、第2次補正予算によって新たに20,600人分が措置された。

こうした政府による支援は、配置された学校において、教員が児童生徒と向き合う時間の確保と教員の勤務時間の減少につながるなど、その効果は大いに評価されるものである。

今後、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えれば、学校現場では感染防止対策の継続に加え、GIGAスクールの推進、いじめや不登校などの教育課題へのきめ細かな対応が一層重要となっており、教員業務支援員による更なる教員のサポート体制の強化が急務となっている。

よって、国においては、学校における働き方改革を推進し、教員が児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できるようにするため、教員業務支援員の拡充及び必要な財政措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
あて

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和3年12月21日

提出者 山形県議会文教公安常任委員長 高橋 淳